

## 食品等の輸入に関する相談窓口の御案内

外国から食品等を輸入する場合には、食品衛生に基づく輸入手続が必要となります。

対象となる貨物は、営業や販売を目的とした食品、添加物、器具・容器包装及び乳幼児を対象としたおもちゃとなっています。

輸入食品相談指導室では、食品等の輸入に先立ち、輸入者から提出された食品等の原材料、添加物、殺菌方法等を含めた製法・加工方法等の資料に基づいて、事前の確認事項や検査内容について輸入者から相談を受けたり、指導を行っています。

なお、相談するに当たり、輸入しようとする食品等について別紙に示す内容が確認できる資料を事前に製造者又は輸出者から入手するようにお願いします。

また、来所による相談を希望される場合は、事前に予約することをお勧めします。

問い合わせ先

〒047-0007

小樽市港町5番3号 小樽港湾合同庁舎1階  
小樽検疫所食品監視課 輸入食品相談指導室

TEL 0134(32)4304

FAX 0134(25)6069

## 相談の前に製造者又は輸出者から入手する資料の内容について

### 1．食品（生鮮品及び加工品）

- ）品名及び生産国（加工品の場合は、製造者名、製造所名及びそれらの住所）
- ）原材料
- ）添加物（製造工程において使用された添加物及び食材に使用されている添加物の物質名、使用量等）
- ）製造方法（殺菌方法、殺菌条件等）
- ）その他（保管状態（常温、冷蔵、冷凍）、用途、喫食方法等）

### 2．添加物

- ）品名（化学物質名又は既存添加物名）
- ）原材料（製剤の場合はその成分）
- ）起源物質（確認が必要な場合あり）

### 3．器具・容器包装及び乳幼児のおもちゃ

- ）品名
- ）材質（金属及び合成樹脂の場合は具体的な材質名）
- ）用途（おもちゃの場合は対象年齢）

以上の内容については、日本語又は英語で作成されたものを準備していただくように  
お願いします。英語以外の外国語の資料の場合は、翻訳したものを添付してください。